

病休の際に病院名を書くよう言われていませんか？

病休について、2003年度の県職連交渉（県当局と高教組・県教組・県職労・県企労の4つの県職員組合との交渉）で確認し、妥結した内容を以下に再掲します。

2004年4月から、「傷病治療職免」が廃止され、その代わりに「病気休暇」を1日または時間単位で取得することになりました。これに伴い、これからの「病休」はこれまでのイメージとはかなり異なるものとして認識・行使する必要がありますのでご注意ください。

1. 職免とは？

勤務時間内における職務専念義務の免除のことを職免と言います。具体的には人間ドック・自動車免許の更新・職務に関連ある試験を受ける場合・国体の選手役員・退職予定者説明会への出席・組合の交渉などがこれに当たります。群馬県の場合は2003度まで傷病治療も職免に該当していましたが、他県にあまり例がないため、県当局からの提案を受け入れ、県職連交渉で他県並に傷病治療等を病休で取ることで妥結しました。その他の職免は当然そのまま残っています。

2. 今後の「病休」

治療職免が廃止されて病休を取るようになったということ、今までより取りにくくなるのではないかと考える人もいると思いますが、有利になったわけでも不利になったわけでもありません。今回の変更で病休については、年次有給休暇の取得と同様の扱いで、1日または1時間単位で取得することになりました。その日の朝に自宅から連絡しても、出勤後の勤務時間の途中からでも、申し出れば病休を取ることができます。けがや病気だけでなく、発熱や体調不良の場合でもすべて病休で休めますので、遠慮して年休を取ることのないようにしましょう。管理職から通院する場合の病院名を聞かれることもあるかもしれませんが、口頭で答えるかどうかはともかくとして、わざわざ紙に重要な個人情報を書いて出す必要はありません。



3. 証明書について

これまでと同様に、連続して1週間を超えるか、延べ30日を超える場合には医師の診断書が必要です。休養・通院して出勤、出勤後の通院等の場合は、特に証明書等は必要ありません。しかし、突然の腰痛など、わざわざ病院に出向くより自宅で静養している方が早く回復する場合があります。こうした場合も治療に専念していることさえわかれば書類は必要ありません。



4. 不利益について

延べで30日以上、というような場合でなければ、何の不利益を被ることもありません（心配な方は事務室や組合にご相談を）。管理職から従来の治療職免に該当する「病休」取得について制限するような発言があれば、組合までお知らせ下さい。今回の妥結事項は対県教委ではなく、県職員すべてに関わる県職連交渉で決まったことです。経過を知らないで管理職が勝手な解釈をして不当な発言をした場合は、県庁職員ほぼ全員が加入している県職労はじめ、県職員全体から非難の声があがることとなります。

約20年前のことではありますが、副知事と交渉で合意して以降、病休の変更について交渉したことはありませんので、現在でもこの時のままで変わりはありません。労使交渉で決まったことを、県教委や一部の管理職が勝手に変更することは許されません。しかし、事情を知らない教頭や事務長からおかしなことを言われてすぐ反論できる人や、県教委に訴える勇気のある人も少ないと思います。そうした場合、組合に相談してもらい、組合が学校人事課に掛け合って改善するのが最善の方法です。当然ですが、**2023年春に問い合わせたところ、学校人事課も「病院名を書く必要はありません」と組合に回答しています。**あなたの権利を守るため、何かあったらぜひ組合を利用してください。できれば教職員の権利を守るため、あなたも高教組に加入してください。

（20代の組合費は月額2千円、30代の組合費は月額3千円です）

『みんなのまど』への感想を送ってください。

右のQRコードから、アンケートフォームにつながります。
『みんなのまど』を通じて職場内で交流できるよう、みなさんの声を紙面に生かしていきたいと思っています。ぜひ感想をお寄せください。

